すこやか大阪推進検討会議設置要領

（設置の目的）

第１条　健康都市大阪の実現に向けて、関係区・局の緊密な連携・協力を確保し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１」（以下、「計画」という。）を推進するため、「すこやか大阪推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会議は計画の推進に必要な事項について協議を行う。

（組　織）

第３条　検討会議は別表のとおり座長及び委員をもって構成する。座長は必要があると認める者を委員に追加することができる。

（運　営）

第４条　座長は、検討会議を招集し、これを主宰する。

（ワーキングチームの設置）

第５条　計画推進にあたり、区・局横断的な課題の解消に向け必要な検討を実施するため、検討会議はワーキングチームを設置することができる。

２　ワーキングチームの検討内容、設置期間及び構成員は検討会議でこれを定める。

３　ワーキングチームで検討した事項については、検討会議での承認を要する。

（庶　務）

第６条　検討会議及びワーキングチームの事務局は健康局健康推進部健康づくり課に置く。

附　則

この要領は、平成２５年７月１１日から施行する。

この要領は、平成２６年７月１日から施行する。

この要領は、平成２７年５月１８日から施行する。

この要領は、平成２８年４月２５日から施行する。

この要領は、平成２９年６月１日から施行する。

この要領は、平成３０年６月１日から施行する。

この要領は、令和２年２月１日から施行する。

この要領は、令和３年２月２２日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年 12 月 28 日から施行する。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年６月１日から施行する。

この要領は、令和５年８月８日から施行する。

この要領は、令和５年 10 月４日から施行する。
この要領は、令和６年６月 27 日から施行する。

別表

すこやか大阪推進検討会議　委員

座　長	健康局健康推進部長
	健康局保健医療企画室長
	健康局保健指導担当部長
	健康局健康推進部健康施策課長
	健康局健康推進部健康づくり課長
	健康局健康推進部健康づくり推進担当課長
	健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長
	健康局健康推進部生活習慣病担当医務主幹
	健康局健康推進部保健主幹（栄養士）
	こころの健康センター精神保健医療担当課長
	保健所長
	保健所管理課長
	保健所保健医療対策課長
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	区役所保健(副)主幹又は担当係長（保健師）
	福祉局生活福祉部国保保健事業担当課長
	福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長
	福祉局生活福祉部自立支援課長
	福祉局生活福祉部生活保護調査担当課長
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
	こども青少年局子育て支援部母子保健担当課長
	教育委員会事務局指導部保健体育担当課長
	経済戦略局スポーツ部スポーツ課長